

特別養護老人ホーム桂葉

「ユニット型短期入所生活介護」及び 「ユニット型介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第 0471301143 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援及び要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当施設が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 第三者による評価の実施状況

社会福祉法人 豊明会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊明会
- (2) 法人所在地 宮城県栗原市若柳武鎗藤貫沢 85 番地
- (3) 電話番号 0228-32-3130
- (4) 代表者氏名 理事長 石橋 侑子
- (5) 設立年月日 平成元年6月30日

2. 事業所の概要

- (1) サービスの種類
 - ・ユニット型指定短期入所生活介護
 - ・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護宮城県 第 0471301143 号

*当事業所は特別養護老人ホーム桂葉に併設されています。

- (2) 運営方針
 - 一. 経営理念に基づき各種委員会毎に目標を設定し活動します。
 - 一. 利用者のADL並びにQOLの向上を目指し、個別のニーズに沿ったサービスを提供し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

- (3) 施設目的

社会福祉法人豊明会が実施する短期入所生活介護及び介護予防入所生活介護は、ご利用者様の要介護状態の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態となることの予防に努め、可能な限り自立した日常生活を営むに必要な援助を行う事を目的とする。

- (4) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 桂葉
- (5) 事業所の所在地 宮城県栗原市高清水新桂葉 278 番地 2
- (6) 電話番号 0228-59-3031
- (7) 開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日

- (8) 入所定員 **20 名**

但し、併設する介護老人福祉の入所者が入院又は外泊中であって当該入所者の同意がある場合はそのベッドを短期入所生活介護の用に供し、入所定員を超えて利用することが出来るものとする。

- (9) 通常事業所の実施地域 栗原市高清水・瀬峰・築館、大崎市古川。その他の地域は相談に応じます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護のサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名(兼)	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	20名以上 (長期を含む)	入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上 (常勤換算法)
4. 看護職員(内1名機能訓練指導員兼務)	2名以上	
5. 介護支援専門員	1名以上	1名
6. 管理栄養士	1名以上	1名
8. 機能訓練指導員(看護職員兼務)	1名以上	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	内科月2回(長期入居者対象)
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員
	早番 7:00 ~ 16:00 1名
	日勤 9:00 ~ 18:30 1名
	遅番 11:00 ~ 20:00 1名
	夜間 16:00 ~ 9:00 2名
	16:15 ~ 9:15 1名 (長期ユニット含)
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員
	早番 8:00~17:00 1名 日勤 9:00~18:00 1名
4. 管理栄養士	日勤 9:00~18:00 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当事業所が提供するサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常7～9割が介護保険から給付されま
す。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況およ
び嗜好を考慮した食事・形態、提供時間の選択を検討し提供します。

(食事時間：朝食 7：30～9：30 昼食 11：30～13：30 夕食 17：30～19：30)

② 入浴

- ・入浴又は清拭をご契約者の希望と心身の状況に合わせて支援します。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ご契約者の希望と心身の状況にあわせて自立を促した支援をします。

④ 機能訓練

- ・ご契約者のケアプランに基づき、希望と心身の状況を踏まえ、機能訓練指導員ならび
に、看護職員・介護職員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を
防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員及び介護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・利用中の生活は、可能な限り家庭生活の延長とし、地域活動にも積極的に参加できるよ
う支援します。

⑦ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所での送迎を行います。但し、通常の事業実施地
域以外からのご利用の場合は交通実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護
保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居室・食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支
払いください。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合に応じて異なります。)

○負担割合証(1割) 該当の方

[単位：円] (日額)

1. ご契約者の要介護度 とサービス料金	要支援 1 5,290	要支援 2 6,560	要介護 1 7,040	要介護 2 7,720	要介護 3 8,470	要介護 4 9,180	要介護 5 9,870
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,761	5,904	6,336	6,948	7,623	8,262	8,883
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	529	656	704	772	847	918	987
4. 居室に係る負担額	2,216						
5. 食事に係る負担額	1,555						

6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,300	4,427	4,475	4,543	4,618	4,689	4,758
-----------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○負担割合証（2割）該当の方

[単位：円]（日額）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要支援 1 5,290	要支援 2 6,560	要介護 1 7,040	要介護 2 7,720	要介護 3 8,470	要介護 4 9,180	要介護 5 9,870
2. うち、介護保険から給付される金額	4,232	5,248	5,632	6,176	6,776	7,344	7,896
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1058	1312	1408	1544	1694	1836	1974
4. 居室に係る負担額	2,216						
5. 食事に係る負担額	1,555						
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,829	5,083	5,179	5,315	5,465	5,607	5,745

○負担割合証（3割）該当の方

[単位：円]（日額）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要支援 1 5,290	要支援 2 6,560	要介護 1 7,040	要介護 2 7,720	要介護 3 8,470	要介護 4 9,180	要介護 5 9,870
2. うち、介護保険から給付される金額	3,703	4,592	4,928	5,404	5,929	6,426	6,909
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1587	1968	2112	2316	2541	2754	2961
4. 居室に係る負担額	2,216						
5. 食事に係る負担額	1,555						
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,358	5,739	5,883	6,087	6,312	6,525	6,732

令和6年8月1日現在

※以下の加算に関しましても、負担割合証に基づいた利用料金の負担となります。

☆居室（滞在費）につきましては、実際利用日数にて計算されます。また、食事費については喫食数にて計算となります。

☆送迎加算（利用された場合、片道につき184単位）

☆サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日22単位）

☆サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日18単位）

☆サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日6単位）

} 介護職員の状況でいずれかの算定となります。

☆看護体制加算（Ⅱ）（1日8単位）

☆介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヵ月所定単位数×8.3%）

☆夜勤職員配置加算(Ⅱ) ※予防を除く（1日18単位）

☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1ヵ月所定単位数×2.3%）

☆療養食加算（1回あたり8単位）

☆緊急短期入所受入加算※予防を除く（1日90単位）

} 必要な際に追加されます。

☆契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。基準は次項のとおりとなります。

<当事業所の居住費・食費の負担額>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、短期入所生活介護の居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者	年金等収入要件	預貯金要件	区分	居住費	食費
生活保護受給者			第1段階	880円	300円
住民税非課税世帯 ※世帯分離している配偶者も含む	年金収入等 80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	第2段階	880円	600円
	年金収入等 80万超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	第3段階①	1,370円	1,000円
	年金収入等 120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方				2,216円	1,555円

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) 給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

料金：1日あたり 1,555円(朝食 435円、昼食 535円 おやつ 60円 夕食 525円)

・特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費分

② 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費分

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

- ・管理する金銭の形態：入所時に預かった現金
- ・お預りするもの：上記の現金と介護保険者証、健康保険者証又はその写し

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤ 介護保険給付の支給限度額を超えるユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護サービスについては、全額負担となります。

⑥ 交通費

通常の事業の実施地域（栗原市高清水・瀬峰・築館、大崎市古川）を越えて行う、当事業所短期入所生活介護サービスの送迎に要した交通費は、その実費を徴収します。尚、事業所から片道10キロメートル以上の場合、1キロにつき18円を加算します。

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金・費用は、サービス提供後月毎に計算し、翌月10日過ぎに請求書を郵送します。その後、契約時にご指定いただいた口座から27日に振替（自動引き落とし）となります（土日祝日の場合は翌銀行営業日）。

（4）利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、ユニット型短期入所生活介護・ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに事業所に申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合でも、取消料はいただきません。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 利用の中止

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

5. 苦情の受付について (契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当) 生活相談員
- 受付時間 9:00～18:00
- 電話番号 0228-59-3031

(2) 行政機関

- 各市町村介護保険担当課
 - 栗原市 介護福祉課 0228-22-1350
 - 大崎市 高齢介護課 0229-23-6085
 - 登米市 長寿介護課 0220-58-5551
- 宮城県国民健康保険団体連合会 022-222-7700
- 宮城県社会福祉協議会 022-225-8476 (代行)

6. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 桂葉

説明者職名 _____

氏 名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者名 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

家族又は代理人 住 所 _____

(続柄) 氏 名 _____ ㊞

《重要事項説明書付属文書》

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨金コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,999.06 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[ユニット型介護老人福祉施設] 平成 20 年 4 月 1 日指定 宮城県 0471301143 号
(平成 26 年 4 月 1 日 更新) 定員 30 名

[地域密着型通所介護] 令和元年 5 月 1 日指定
介護保険事業所番号 0491300406 号
定員 15 名

[総合事業通所型サービス] 平成 30 年 4 月 1 日指定
介護保険事業所番号 0471301150 号
定員 15 名

- (4) 施設の周辺環境

栗原市の最南端に位置し、田園風景に囲まれた施設の目の前には、日本名水百選に選ばれている桂葉清水があり、町のシンボル又は観光地としてにぎわいをみせます。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1 名以上の生活相談員を配置しています。

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。常勤介護職員 1 名以上を配置しています。

介護支援専門員……ご契約者に係る短期入所生活介護計画の原案を作成します。

1 名以上の介護支援専門員を配置しています。

看護職員……ご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2 名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……ご契約者の機能訓練を行います。

1 名以上の機能訓練指導員を配置しています。

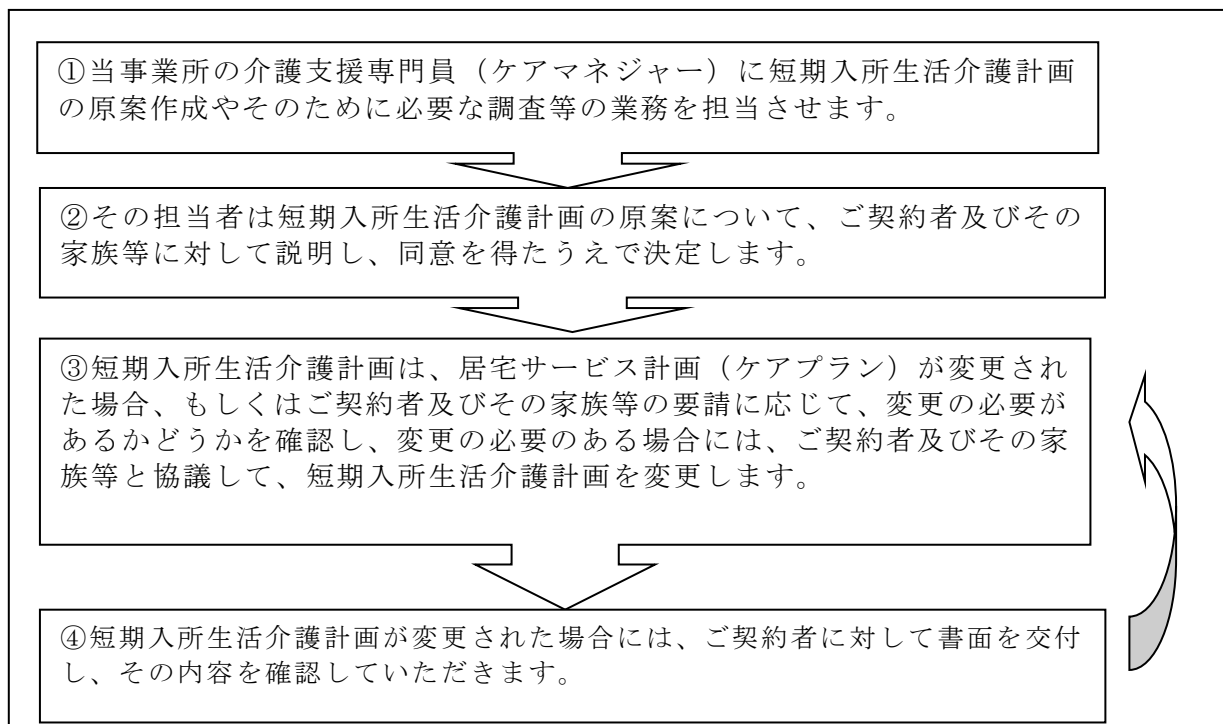
医師……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1 名の医師（兼任）を配置しています。

管理栄養士……ご契約者の身体の状況に応じた食事の提供（栄養管理・食事形態等）をします。1 名以上の管理栄養士を配置しています。

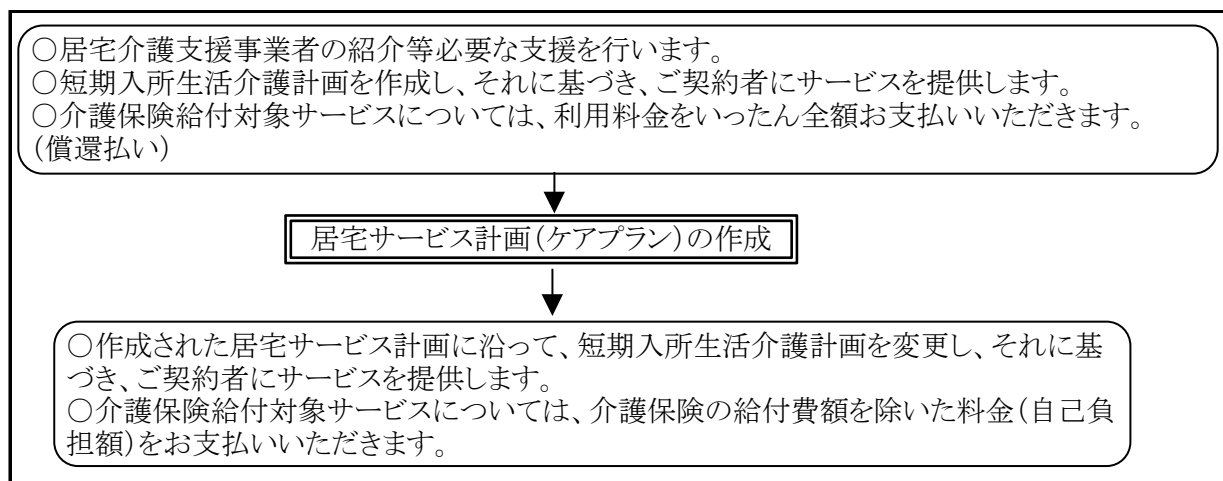
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

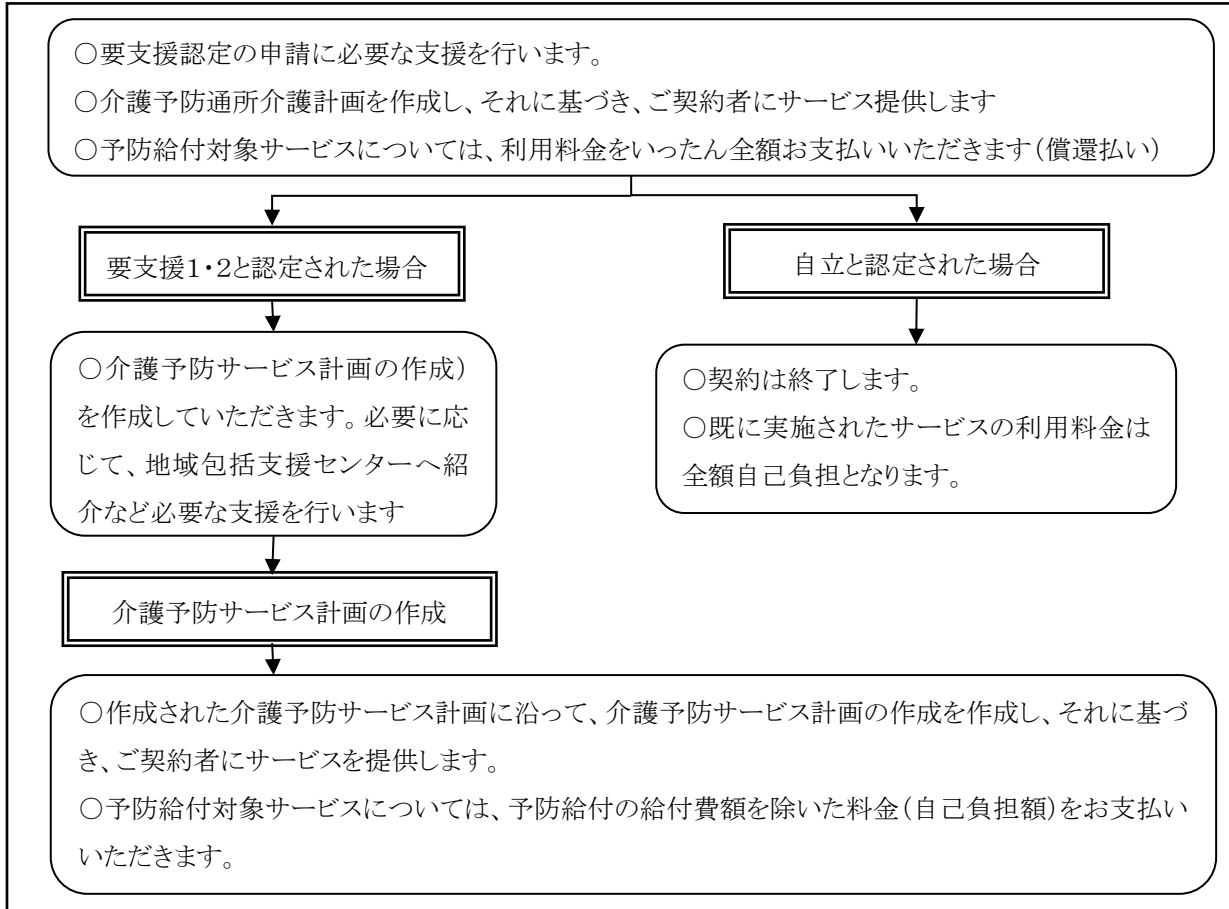


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護1～5と認定を受けている場合



③ 支援1・2と認定を受けている場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取・確認します。
- ④ 常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または、従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません、(守秘義務) 但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち物

別紙[ショートステイ利用のご案内]参照

(2) 面会

来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

なお、来訪される場合、原則として菓子等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 持ち込みの制限

衣類、身の回り品等日用品以外のものにつきましては事前にご相談下さい。

6. 事故発生時の対応

サービスの利用により事故が発生した場合には速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害においては、事業者は速かにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するにいった場合には、当施設との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

①ご契約者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は解約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照ください。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除 (契約第 18 条、第 19 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者からの当施設からの退所を申し出ることが出来ます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除できます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に当施設の記載がない場合
- ④ご契約者の「短期入所生活介護計画」の変更に同意できない場合
- ⑤施設若しくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑥事業者若しくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑦施設若しくは従業者が守秘義務に違反した場合

(2) 事業者からの契約解約の申し出 (契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが遅延し、1 ヶ月、2 ヶ月の 2 回の催告にもかかわらず 3 ヶ月の以上これが支払われない場合
- ③ご契約者が故意または重大な過失により従業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して 3 ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤ご契約者が他施設に入所若しくは入院した場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 17 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めます。

